

在学契約と係る民法上の規律

2026年4月15日

(ハイライト引用者)

1. 私立大学と学生の関係

私立大学と入学する学生との間で結ばれる在学契約は最高裁判決によって規定されている。「大学と当該大学の学生との間で締結される在学契約は、大学が学生に対して、講義、実習及び実験等の教育活動を実施するという方法で、大学の目的にかなった教育役務を提供するとともに、これに必要な教育施設等を利用させる義務を負い、他方、学生が大学に対して、これらに対する対価を支払う義務を負うことを中核的な要素とするものであり、学生が部分社会を形成する組織体である大学の構成員としての学生の身分、地位を取得、保持し、大学の包括的な指導、規律に服するという要素も有し、**教育法規や教育の理念によって規律されることが予定されている有償双務契約**としての性質を有する私法上の無名契約である。」(平成17(受)1158、最高裁判決)

最高裁判決（平成17(受)1158）による在学契約両当事者の債務

| | 大学 | 学生 |
|----|--|----------------------------------|
| 債務 | 1. 講義、実習及び実験等の教育活動を実施するという方法で、大学の目的にかなった教育役務を提供する 2. 必要な教育施設等を利用させる | 1. 対価を支払う 2. 大学の包括的な指導、規律に服する |

契約の両当事者の行為の契約適合性は学則、入学契約、その他規則及び信義則や公序良俗則並びに**関連法規（教育基本法、学校教育法、大学設置基準、私立学校法、私立学校振興助成法等）**に照らして判断される。

2. 在学契約に関わる民法上の整理

(1) 双務契約の一方の当事者による債務不履行の場合

契約の締結により、債権と債務が生じる。債権とは「「特定人（債権者）が特定の義務者（債務者）をして一定の行為（給付）をなさしめ、その行為（給付）のもたらす結果ないし利益を当該債務者に対する関係において適法に保持しうる権利」だという」（中田裕康『債権総論第四版』2020年、岩波書店、p.19.）。債務は、契約の相手方が持つ債権の通りに一定の行為をなす義務である。双務契約では当事者の双方に債権と債務が発生することになる。

相手方が債務不履行の場合、他方の当事者には法律上様々な保護が与えられる。①契約の解除権、①-1 契約解除時の両当事者の原状回復義務、②損害賠償請求権、③同時履行の抗弁、④不安の抗弁権。

また、在学契約は判例の蓄積が十分でなく、また様々な教育役務、事務役務、施設利用権等に関わる集合的契約となり、法律上の扱いは複雑であるため、他の契約の類推適用が想定される。特に、売買契約における契約不適合の類推適用が想定される。契約不適合では、債権者は、①債務の追完履行請求権、②代金減額請求権、③損害賠償請求権、④契約の解除権を持つ。

(2) 関連条文

ア. 民法541条（催告による解除）

「当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。」

イ. 民法542条（催告によらない解除）

「次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

一 債務の全部の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

一 債務の一部の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。」

ウ. 民法415条（債務不履行時の損害賠償請求）

「**債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき**又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

一 債務の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。」

エ. 民法416条（損害賠償の範囲）

「債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。」

オ. 民法545条（当事者の原状回復義務）

「当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。

2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。

3 第一項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。

4 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。」

カ. 民法533条（同時履行の抗弁）

「双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行（債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。）を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。」

キ. 不安の抗弁権

「相手方の財産状態の悪化などにより、先履行義務を負う当事者が履行しても相手方から反対給付を受けられないおそれが生じたとき、先履行義務者に履行を強いることが公平に反すると考えられる場合もある。このような場合、先履行義務者が自らの履行を拒絶できる（履行しなくても遅滞の責任を負わない）とするのが不安の抗弁権である。」（中田裕康『契約法新版』2021年、有斐閣、p.160.）

ク. 民法166条1項（時効）

「債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。」

(3) 参考：売買契約における「契約不適合〔新民法〕」

ア. 契約不適合責任

「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。」（民法562条1項）

「前条第一項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて**代金の減額を請求**することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 **履行の追完が不能であるとき。**

二 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。」（民法563条）

「前二条の規定は、第四百十五条の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の規定による解除権の行使を妨げない。」（民法564条）

「前三条の規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）について準用する。」（民法565条）

イ. 契約不適合責任の催告期間

「売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から一年以内はその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。」（民法566条）

「売り主が引渡しの際に、契約不適合について悪意又は重過失があったときは、この期間制限は適用されない（566条但書）。そのような売り主は、上記の期間制限の理由が妥当せず、保護する必要がないからである。この場合、消滅時効の一般原則（166条1項）が適用される。」（中田裕康『契約法新版』2021年、有斐閣、p.317）

「権利の不適合の場合も、566条のような期間制限はなく、消滅時効の一般原則が適用される。権利移転義務の不履行については、売主が契約の内容に適合した権利を移転したという期待を生ずることは想定しがたいし、不適合の判断が短期間で困難になるともいいがたいからである（部会資料75A、第3、7説明4）。」（中田裕康『契約法新版』2021年、有斐閣、p.319-320.）